

Ⅱ 桶川市男女共同参画基本計画進捗状況

1 桶川市第三次男女共同参画基本計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「桶川市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

- 1 男女の人権の尊重（第3条第1項）
- 2 社会における制度及び慣行の見直しと意識改革（第3条第2項）
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3項）
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4項）
- 5 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮（第3条第5項）
- 6 国際社会における取組の配慮（第3条第6項）
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶（第3条第7項）

基本目標

「桶川市第三次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現を目指し、次のような基本目標に基づき施策の展開をします。

- 1 男女共同参画をすすめる意識づくり
- 2 男女共同参画をすすめる環境づくり
- 3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

重点的に取り組む事項

男女共同参画施策をより効果的に推進するために、最近の男女共同参画に関する動向や第二次計画における本市の取組を踏まえて、重要性の高い以下の4つの施策について、本計画の重点事項とします。

- 1 男性にとっての男女共同参画
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画
- 3 防災・防犯における男女共同参画
- 4 男女間のあらゆる暴力の根絶

(3) 計画の将来像

性別にかかわることなく、一人ひとり個々の可能性を追求し、また、尊重することのできる意識づくりをすすめ、男女がともに輝く社会を目指します。

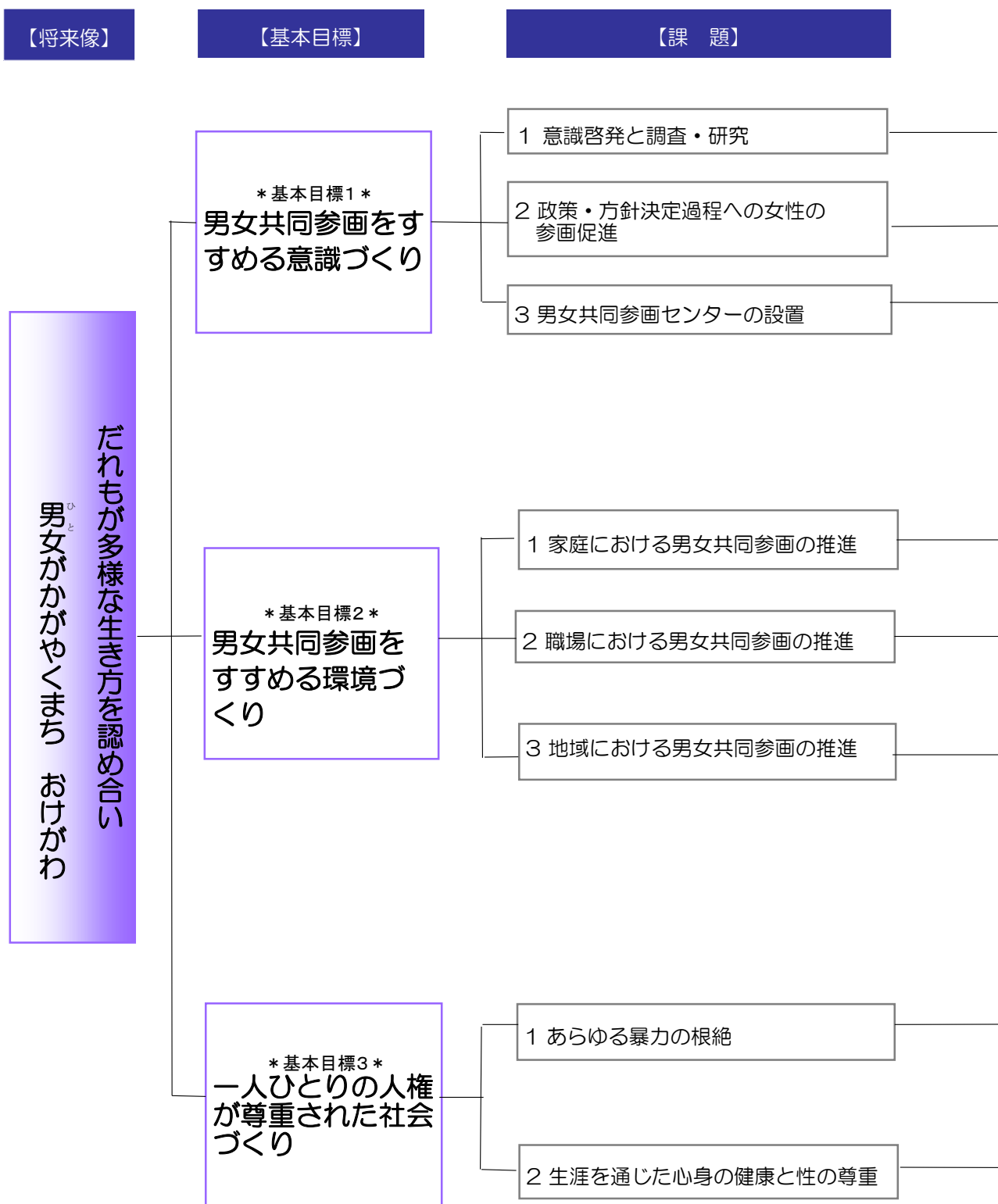
「だれもが多様な生き方を認め合い

男女がかがやくまち おけがわ」

(4) 計画の内容〈施策の体系図〉

次ページ参照

(4)計画の内容 《施策の体系図》



【施策の基本的な方向】

- (1) 男女共同参画推進のための広報・啓発活動
- (2) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (4) 国際理解のための情報収集と提供

- (5) 審議会等への女性の積極的な参画促進
- (6) 庁内における女性管理職登用の促進

- (7) 男女共同参画コーナーの充実とセンターの設置

- (8) 男女がともに担う家事・育児・介護の推進
- (9) 地域で支える子育て環境の充実

- (11) 働く場における男女共同参画の推進
- (12) 女性のチャレンジ支援の推進

- (14) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進
- (15) 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進
- (16) 高齢者や障害者、外国籍市民への支援の充実

- (17) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や支援の充実
- (18) 相談体制の強化
- (19) 関係機関との連携と被害者支援の充実
- (20) メディア・自治体における男女共同参画の理解の促進

- (21) 年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援
- (22) 「性と生殖に関する健康と権利」の啓発活動

【重点事項】

男性にとっての男女共同参画

男性にとっての男女共同参画の意義や必要性について理解を促進するため、意識啓発に積極的に取り組みます。

政策・方針決定過程への女性の参画

審議会等の委員の女性の割合について40%を目指します。

防災・防犯における男女共同参画

防災・復興、防犯対策に女性の視点を反映させるため、積極的に女性リーダーの参画を促進します。

男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力、ストーーカー行為やセクハラ等の暴力根絶のための啓発、相談体制の充実を図ります。

桶川市第三次男女共同参画基本計画実施状況

第三次計画(平成26年度から30年度)における平成30年度の事業実施状況及び5年間の評価

【第三次計画期間(5年間)の評価】

A ⇒ 計画以上に成果が上がった

B ⇒ 概ね計画どおり実施できた

C ⇒ 計画を下回る成果となった

D ⇒ まだ実施に至っていない

E ⇒ 計画をとりやめた

基本目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり

1 意識啓発と調査・研究

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-1	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	①市刊行物における男女共同参画の視点の徹底	男女共同参画の視点で市の刊行物等をチェックした。	B	人権・男女共同参画課
		②広報紙やホームページによる情報提供と啓発	啓発情報紙「かがやき」を市民参画(編集委員)により作成し、広報2月号に掲載した。また、男女共同参画週間の普及活動として、男女共同参画を推進する記事を広報6月号に掲載した。	B	人権・男女共同参画課
		③セミナーやフォーラムの開催	男女共同参画に関するセミナーを2回、フォーラムを1回実施した。	B	人権・男女共同参画課
		④グループサポート事業の実施	公募により、男女共同参画を推進する活動を行う市民団体へ交付金を交付した。(毎年1団体)	B	人権・男女共同参画課
		⑤市民意識の動向調査の実施	平成29年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果を参照し、第四次男女共同参画基本計画を策定した。 ※次回は令和4年度に実施予定。	B	人権・男女共同参画課
-2	男性にとっての男女共同参画の推進 ★重点事項	①男性に対する意識啓発	庁舎の男子トイレで県主催の男性相談のリーフレットを配布した。	B	人権・男女共同参画課
		②家事・育児・介護・地域活動等への参画促進	市・県主催の男性向けの講座を男女共同参画コーナー「アソシエ」で紹介した。	B	人権・男女共同参画課
			積極的な地域参画を促進するため、一般市民向けに、市民活動入門者を対象にした市民活動セミナーを3回実施した。	B	自治文化課
③育児休業・介護休業の取得促進	「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を基に、育児休業制度や介護休暇制度等の周知を行うとともに、取得の促進を図った。	B	職員課		
-3	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①男女平等教育の推進	各学校において全体計画を作成し、推進を図った。	B	学校支援課
			グループサポート事業で、女子に対する教育の機会の平等性や重要性を伝えるドキュメンタリー映画の上映会を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		②性別にとらわれない、個人の能力と適正を重視した進路指導	男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育を実践した。	B	学校支援課
		③教職員の男女共同参画に関する研修の実施	各学校での研修計画に基づいて実施した。	B	学校支援課
④PTA活動への男性保護者の参画と会長職への女性の参画促進	「おやじの会」等の名称で、男性保護者の参画を求める学校もある。また、市内に女性会長のいる学校も見られる。	B	生涯学習文化財課		
-4	国際理解のための情報収集と提供	①世界の女性情報に関する資料や書籍の収集と提供	世界で活躍する女性について書かれた図書を購入し、男女共同参画コーナー「アソシエ」で情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課
		②民間団体・ボランティア団体等による国際交流の促進	年3期、原則毎週木曜日の夜、ボランティア団体と協働で日本語教室を開校しており、合計20名以上の参加があった。	B	自治文化課

2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-5	審議会等への女性の積極的な参画促進 ★重点事項	①審議会等への女性委員の参画推進(目標40%)	審議会等の女性委員の登用状況 26.4%	C	人権・男女共同参画課
		②女性委員ゼロの審議会等の解消	女性委員登用ゼロの審議会等:22.2%	C	人権・男女共同参画課
		③推薦団体への女性選出の協力要請	各審議会等の推薦団体に対し、女性委員の選出の協力要請を行った。	B	人権・男女共同参画課
		④委員選出方法のあり方の見直し	審議会において男女それぞれの意見が明確に反映されるよう、関係各課に女性委員を積極的に登用するよう依頼した。	B	人権・男女共同参画課
		⑤女性人材リストの充実及び有効活用	審議会等の委員選出に活用できる方法について検討し、女性人材リストの整理を行った。	C	人権・男女共同参画課
-6	庁内における女性管理職登用の促進	①積極的な市女性職員の管理職への登用(目標値20%)	女性職員の管理職への積極的な登用を実施し、平成30年4月1日時点の女性管理職は、19.4%(20人/103人)であった。	C	職員課
		②職員研修の実施	主事級の女性職員を対象に「女性職員キャリアアップ研修」を実施した。	B	職員課
		③出産・育休後の職場環境等復帰への配慮	育児休業復帰後の出退勤への配慮として、部分休業制度について周知し、請求があった場合には、承認した。	B	職員課

3 男女共同参画センターの設置

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-7	男女共同参画コーナーの充実とセンターの設置	①男女共同参画コーナー『アソシエ』利用促進	定期的にパネル展を実施し、男女共同参画について啓発活動を行った。アソシエで貸出している図書は、分類ごとに整理し、手に取りやすく工夫した。女性向けの仕事に関する情報コーナーを設置した。	B	人権・男女共同参画課
		②新庁舎建設時における、男女共同参画センター設置に向けた機能や活用方法等の検討	平成30年5月に新庁舎が完成し、情報提供や交流促進のための活動拠点機能とフェミニスト・カウンセリングなどの相談機能を、同一施設内で提供できるようになった。	B	人権・男女共同参画課

基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり

1 家庭における男女共同参画の推進

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-8	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	①男女が共に行う家事・育児・介護を担うための講座の実施	子育て中や就労に関心がある女性を対象に、起業や就労をテーマにしたセミナーを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進となる講座を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		②男性向け講座の開催	市・県主催の男性向けの講座を男女共同参画コーナー「アソシエ」で紹介した。	C	人権・男女共同参画課
		③子育てサービスの充実	平成30年4月に川田谷放課後児童クラブ分室を開所したことにより、同クラブの定員が32人から52人に拡充された。	B	保育課
		④介護サービスの充実	介護者のつどいや認知症カフェを開催し、家族介護者支援のための相談・情報交換の場を提供した。	B	高齢介護課

		⑤相談サービスの充実	家庭児童相談員による「こどもと家庭なんでも相談」「いつでも子育てメール相談」などにより、子育て等に関する相談業務の充実を図った。	B	子ども未来課
			児童に関わるケースワーカーを2名配置し、相談支援体制の充実を図った。	B	子ども未来課
			子育て世代包括支援センター「オケちやる」で、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュによる相談体制の充実を図った。	A	健康増進課 保育課 子ども未来課
-9	地域で支える子育て環境の充実	①子育てに関する情報提供と相談事業の充実	桶川市教育センター及び中学校区配置のさわやか相談室において相談業務を行った。	B	学校支援課
			マタニティクラス、パパママ体験クラスなどの教室や乳幼児訪問、乳幼児健診、乳児相談の際に、様々な相談に応じ、情報提供を行った。	B	健康増進課
		②子育て支援センターや児童館、ファミリーサポート事業※の充実	地域住民に子育て支援拠点の活動をより知ってもらうため、地域住民と親子の交流を行った。	B	子ども未来課
		③子育てサークル等への支援の充実	サークルの場所提供だけでなく、子育て講座をきっかけとしたサークルの立ち上げにより活動を活性化させた。	B	子ども未来課
-10	ひとり親家庭への支援の充実	①ひとり親家庭の自立に向けた情報提供と支援(経済的支援、各種制度の利用)	児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度に加え、自立支援を図るための就業促進のための、自立支援教育訓練給付金制度及び高等職業訓練促進給付金制度を実施した。	B	子ども未来課
		②保育施設の優遇措置	桶川市保育の必要性の認定に関する規則に基づき、ひとり親家庭の利用に関しては、優先的に考慮した。	B	保育課
		③就労に向けた情報提供	労働セミナー及び求職相談会の開催による情報提供を実施した。また、国・県等の機関等の情報提供を行った。	B	産業観光課

2 職場における男女共同参画の推進

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-11	働く場における男女共同参画の推進	①市民や企業等への雇用や待遇についての啓発	県と共催にて労働者及び経営者向けに労働セミナーを実施した。	B	産業観光課
		②就労講座の開催	国、県等の機関と連携し、就職支援セミナー及び求職相談会を実施した。また、上尾桶川伊奈地域雇用対策協議会では、インターンシップ事業や面接会を実施した。	B	産業観光課
			子育て中や就労に関心のある女性を対象に、起業した方を講師に迎え、多様な働き方を提案するためのセミナーを実施した。	B	人権・男女共同参画課
		③就労相談の充実	就労相談について、その都度実施した。	B	産業観光課
		④男女共同参画に積極的に取り組む企業の紹介	女性の採用等に積極的に取り組む企業の交流会等の案内をした。	B	産業観光課
		⑤セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※防止のための啓発	管理職職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントを防止するための講座を実施した。	B	人権・男女共同参画課
-12	女性のチャレンジ支援の推進	①他機関との連携による相談や講座等の実施及び情報提供	ハローワークの求人情報の写しの提供及び内職相談室にて求人情報を提供した。	B	産業観光課
		②再就職・起業のための講座開催や情報提供	国、県等の機関と連携し、就職支援セミナー及び労働セミナーを実施した。また、他機関にて実施されている講座等の情報提供を行った。	B	産業観光課
		③女性農業従事者への「家族経営協定書」の普及と認定農業者の増加	新たに家族経営協定書を1家族が締結し、女性の認定農業者が増加した。	B	農政課

-13	ワーク・ライフ・バランス※の推進	①市民や企業への広報・啓発の実施	男女共同参画セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進となる講座を実施した。また、啓発情報紙「かがやき」にワーク・ライフ・バランスの特集記事を掲載した。	B	人権・男女共同参画課
		②育児休業や介護休暇制度の普及・啓発	「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を基に、育児休業制度や介護休暇制度等の周知を行うとともに、取得の促進を図った。	B	職員課

3 地域における男女共同参画の推進

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-14	地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進	①市民の地域活動における、男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進	男女共同参画について活動している市民団体に対し、研修の周知や最新の情報提供を行った。また、国が主催する研修会に参加した市民に対し、助成金を交付した。	B	人権・男女共同参画課
		②自治会活動での女性リーダーの育成	区長78名中2名、区長代理214人中34人の女性の就任実績があった。	B	自治文化課
-15	男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進 ★重点事項	①市民の自主防災組織等における、男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進	平成30年度桶川市防災訓練(地域防災訓練)において、男女に関わらず多くの参加の呼びかけを行い訓練を実施した。	B	安心安全課
		②自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織の研修会で県発行の男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の小冊子を配布した。	B	人権・男女共同参画課
		③地域における男女それぞれに配慮した、安全なまちづくりの推進	性別別乳児用品・高齢者用備蓄品等の購入を行った。 市内の各地域に防犯灯を43基設置した。	B B	安心安全課
-16	高齢者や障害者、外国籍市民への支援の充実	①介護事業・サービスの充実	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき実施した。	B	高齢介護課
		②高齢者事業・サービスの充実	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき実施した。	B	高齢介護課
		③ノーマライゼーション※の理念に基づいた、障害者支援の充実	これまで桶川市単独で行ってきた「地域自立支援協議会」を上尾市・伊奈町との広域開催とし、それぞれが抱える地域課題や対応策などの情報共有により、有意義な協議を行うことが出来た。	B	障害福祉課
		④情報提供・相談の充実	障害福祉課及び障害者相談支援センターを中心に障害者の相談に常時対応しつつ、必要なサービス等の情報提供を行った。	B	障害福祉課
		⑤外国籍市民への情報提供と相談の充実	外国籍市民に対し、ケースに応じて関係機関を紹介している。 埼玉県や埼玉県国際交流協会が発行する外国籍市民向け情報誌や外国人総合相談センターの案内を市役所窓口、日本語教室等で配布するほか、市ホームページで埼玉県外国人生活ガイドや埼玉県国際交流協会を案内している。	B	市民課 自治文化課
		⑥公共施設等の整備	改修工事実施時に当該部分のバリアフリー化を図った。(桶川小学校、西小学校、川田谷小学校、西中学校、保健センター)	B	建築課
			高齢者等の健康増進を図るため、市内都市公園に健康遊具3台を設置した。	B	都市計画課
			安全な道路環境の維持、整備を行った。 都市計画道路等の整備を行った。	B B	道路河川課 区画整理課

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

1 あらゆる暴力の根絶 ★重点事項

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-17	あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や支援の充実	①桶川市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた支援の実施	桶川市第二次DV対策基本計画に沿った支援を関係各課と連携を図りながら実施した。	B	人権・男女共同参画課
		②市民に向けた広報・啓発活動の充実	県主催のパープルリボンキャンペーンに参加し、市民に向けて女性に対する暴力防止の啓発を行った。また、広報11月号にDV防止の啓発記事を掲載した。	B	人権・男女共同参画課
		③若年層に対する広報・啓発活動の充実(デートDV) [※]	児童生徒の指導に役立てるため、各小・中学校の人権担当者を集めて研修を行った。	B	学校支援課
		④学校や地域における取組みの充実	非行防止教室を実施するとともに、暴力根絶に向けて生徒指導の充実を図った。	B	学校支援課
-18	相談体制の強化	①桶川市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた相談体制の充実	女性に対する暴力をなくす運動や相談事業を実施(夜間相談を年2回)し、充実を図った。また、デートDVのリーフレットを庁舎等公共施設に配置し、情報提供に努めた。	B	人権・男女共同参画課
-19	関係機関との連携と被害者支援の充実	①桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議の充実	DV被害者等に適切な支援を実施するために、関係課によるケース会議を行い、庁内の連携を図った。	B	人権・男女共同参画課 関係各課
-20	メディア・自治体における男女共同参画の理解の促進	①職員への周知	新入職員に対し、男女共同参画の啓発を目的とした研修を実施した。	B	人権・男女共同参画課
		②刊行物発行の際の見直し	男女共同参画の視点で市の刊行物等をチェックした。	B	

2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

施策NO.	施策	事業	平成30年度の事業実施状況	第三次計画の評価	担当課
-21	年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援	①健康診断等の充実	各学校の計画により実施した。	B	学校支援課
			集団がん検診日に託児日や土曜日を設け、市民が受けやすい体制をとった。	B	健康増進課
			若い年代から将来の健康も意識した生活ができるように、30代健診を実施した。	B	健康増進課
		②各種相談の充実	桶川市教育センターにカウンセラー及び相談員を配置し、教育相談の一環として対応した。	B	学校支援課
			お立ち寄り健康相談を実施、また電話や訪問にて様々な相談に応じた。	B	健康増進課
			家庭児童相談員による「こどもと家庭なんでも相談」「いつでも子育てメール相談」などにより、子育て等に関する相談業務の充実を図った。	B	子ども未来課
			児童に関わるケースワーカーを2名配置し、相談支援体制の充実を図った。	B	子ども未来課
		③健康教育・性教育の実施	各学校の計画により実施した。	B	学校支援課
			小学生対象の防煙教室と食育料理教室、メンタルヘルス講演会や健康づくりサポーター養成講座等を実施した。	B	健康増進課

		④薬物や性感染症等に関する防止啓発	防煙教室、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒への指導を行った。	B	学校支援課
			広報・ポスターにて、薬物乱用防止等の啓発を行った。	B	健康増進課
		⑤更年期・高齢期の健康講座	団体のニーズに合わせて出前健康講座を実施。市オリジナルのオケちゃん健康体操の普及も行った。	B	健康増進課
			介護予防教室を開催した。地域の通いの場(集会所等)に出向き、健康講座を開催した。	B	高齢介護課
-22	「性と生殖に関する健康と権利」※の啓発活動	①学校や関係機関との連携による学習の充実	各学校の計画により実施した。	B	学校支援課
			学校等からのニーズがなく、実施する機会がなかった。	C	健康増進課
		②市民に対する広報・啓発	国、県等事業について、情報提供を行った。	B	人権・男女共同参画課

《用語の説明》

※ファミリーサポート事業

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるための子どもを預けたい人(依頼会員)と預かる人(協力会員)を結ぶ事業。相互の都合に合わせ、会員の家庭における保育を有料で実施する。

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言葉や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、多数の人の目に触れる場所へわいせつな写真の提示など環境を悪化させたり、相手に不利益を与えたりする行為。職場で問題となる場合が多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の配慮が規定されている。

※パワー・ハラスメント

職場などの権限(パワー)を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること

※ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択することができ、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)を自ら希望するバランスで展開できる状態

※ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方

※デートDV

恋人同士など結婚していない男女間で起こる虐待や暴力のことを指す。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声で怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為が学生など若年者においても起きている。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性もあり、対策が必要となっている。

※「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」

性と生殖に関する健康と権利。1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されている。

令和元年度版
男女共同参画年次報告書
令和2年3月発行

【編集・発行】

桶川市企画財政部人権・男女共同参画課

〒363-8501 桶川市泉1-3-28

T E L 048-788-4907

F A X 048-787-5409